

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年7月15日
【四半期会計期間】	第23期第1四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
【会社名】	株式会社買取王国
【英訳名】	K A I T O R I O K O K U C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 和夫
【本店の所在の場所】	名古屋市港区川西通五丁目12番地
【電話番号】	052-304-7851 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 陳 美華
【最寄りの連絡場所】	名古屋市港区川西通五丁目12番地
【電話番号】	052-304-7851 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 陳 美華
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第 1 四半期累計期間	第23期 第 1 四半期累計期間	第22期
会計期間	自 2020年 3 月 1 日 至 2020年 5 月31日	自 2021年 3 月 1 日 至 2021年 5 月31日	自 2020年 3 月 1 日 至 2021年 2 月28日
売上高 (千円)	1, 139, 233	1, 181, 818	4, 893, 308
経常利益 (千円)	25, 890	76, 662	145, 695
四半期(当期)純利益 (千円)	14, 694	44, 479	102, 375
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	336, 370	336, 370	336, 370
発行済株式総数 (株)	1, 771, 800	1, 771, 800	1, 771, 800
純資産額 (千円)	1, 908, 182	2, 029, 725	1, 995, 862
総資産額 (千円)	3, 329, 508	3, 283, 151	3, 396, 656
1 株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8. 30	25. 13	57. 85
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—	6
自己資本比率 (%)	57. 3	61. 8	58. 8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、重要性の乏しい非連結子会社のためのため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が大幅に制限され、業種・業態によっては壊滅的な打撃を受けております。国際情勢が更に不安定になっており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症による3度目の緊急事態宣言が発令され、個人消費の長期低迷などにより厳しい経営環境が続いております。

このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めてまいりました。

商品政策においては、全体の商品調達力を高める取組みをしております。店頭買取システムの見直しに注力し、効率アップを目指すとともに、買取専門店の出店や宅配買取・法人買取の強化など行い、多様な調達ルートを確保してまいりました。また、品物で大学へ寄付を行える寄付事業も継続しております。

店舗政策においては、標準化システムの構築を推進しております。買取王国業態では、見やすい・探しやすい・手に取りやすいという標準化を推進する一方、各店の魅力を伝えるために、それぞれの狭属性一番化を追求いたします。工具専門店業態では、誰でも買取・販売・マネジメントができる標準化システムを構築し、フランチャイズ加盟店の募集をスタートしております。

出退店については、工具買取王国業態を2店舗、買取専門店のおたから買取王国業態を1店舗を出店いたしました。2021年3月16日に工具買取王国豊川店（愛知県豊川市）、2021年6月18日におたから買取王国本巣店（岐阜県本巣市）、2021年7月2日工具買取王国多治見店（岐阜県多治見市）をオープンいたしました。

売上高については、新型コロナウイルス感染症の影響で前年ファッション・ホビーの売上が大幅に下がった反動で、前年同期を上回りました。また、継続的に粗利率が改善したこと、経費削減に取り組んだことで、営業利益が前年同期を大きく上回ることとなりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,181百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は70百万円（同238.1%増）、経常利益は76百万円（同196.1%増）、四半期純利益は44百万円（同202.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて104百万円減少し、2,110百万円となりました。これは、商品が101百万円、売掛金3百万円増加した一方、現金及び預金が211百万円減少したことなどによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べて9百万円減少し、1,172百万円となりました。これは、投資その他の資産が1百万円増加した一方、無形固定資産が8百万円、有形固定資産が1百万円減少したことなどによるものです。

この結果、総資産は前事業年度末に比べ113百万円減少し、3,283百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて140百万円減少し、618百万円となりました。これは、買掛金が19百万円、その他流動負債が112百万円、未払法人税等が11百万円減少した一方、賞与引当金が11百万円増加したことなどによるものです。

固定負債は、前事業年度末に比べて7百万円減少し、634百万円となりました。これは、長期借入金が10百万円減少したことなどによるものです。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べ147百万円減少し、1,253百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末と比べて33百万円増加し、2,029百万円となりました。これは、利益剰余金が配当の支払により10百万円減少した一方、四半期純利益により44百万円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,940,000
計	5,940,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年7月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,771,800	1,788,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,771,800	1,788,200	—	—

- (注) 1. 2021年6月15日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として、2021年7月14日付で新株式を19,100株発行いたしました。
2. 2021年7月14日付の自己株式の消却により、発行済株式総数が2,700株減少しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月1日～ 2021年5月31日	—	1,771,800	—	336,370	—	266,370

- (注) 1. 2021年7月14日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式総数が19,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,217千円増加しております。
2. 2021年7月14日付の自己株式の消却により、発行済株式総数が2,700株減少しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,767,300	17,673	—
単元未満株式	普通株式 2,200	—	—
発行済株式総数	1,771,800	—	—
総株主の議決権	—	17,673	—

② 【自己株式等】

2021年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社買取王国	名古屋市港区 川西通5丁目12番地	2,300	—	2,300	0.12
計	—	2,300	—	2,300	0.12

注) 譲渡制限付株式報酬の権利失効により無償取得した株式であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項の規定により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性に乏しいものとして、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,088,689	876,820
売掛金	131,208	134,270
商品	916,149	1,017,205
その他	79,139	82,463
流動資産合計	2,215,186	2,110,760
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	172,100	171,005
土地	341,824	341,824
その他（純額）	62,269	61,600
有形固定資産合計	576,193	574,430
無形固定資産	63,756	55,049
投資その他の資産		
投資有価証券	150,000	150,000
関係会社株式	21,000	21,000
差入保証金	248,370	249,846
その他	122,149	122,065
投資その他の資産合計	541,520	542,911
固定資産合計	1,181,470	1,172,391
資産合計	3,396,656	3,283,151
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,751	6,109
1年内返済予定の長期借入金	324,146	314,214
未払法人税等	49,169	37,602
賞与引当金	18,210	31,986
ポイント引当金	17,102	16,719
その他	324,874	212,328
流動負債合計	759,253	618,960
固定負債		
長期借入金	525,198	514,580
退職給付引当金	38,100	38,100
資産除去債務	73,668	75,211
その他	4,574	6,574
固定負債合計	641,540	634,465
負債合計	1,400,794	1,253,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	336,370	336,370
資本剰余金	266,370	266,370
利益剰余金	1,393,121	1,426,984
株主資本合計	1,995,862	2,029,725
純資産合計	1,995,862	2,029,725
負債純資産合計	3,396,656	3,283,151

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
売上高	1,139,233	1,181,818
売上原価	492,739	493,034
売上総利益	646,494	688,783
販売費及び一般管理費	625,717	618,536
営業利益	20,776	70,247
営業外収益		
受取利息	533	622
受取手数料	2,521	2,789
設備賃貸収入	-	4,530
その他	2,873	2,753
営業外収益合計	5,929	10,695
営業外費用		
支払利息	589	508
設備賃貸原価	-	3,666
その他	225	105
営業外費用合計	815	4,280
経常利益	25,890	76,662
特別利益		
雇用調整助成金	※1 6,534	-
特別利益合計	6,534	-
特別損失		
休業手当	※2 7,827	-
特別損失合計	7,827	-
税引前四半期純利益	24,598	76,662
法人税等	9,903	32,182
四半期純利益	14,694	44,479

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※1 雇用調整助成金

前第1四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

店舗の営業時間短縮や臨時休業を実施した際に、発生した人件費の一部が、雇用調整助成金として政府より補助されるため、特別利益に計上しました。

当第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

該当事項はありません。

※2 休業手当

前第1四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の営業時間短縮や臨時休業を実施しました。発生した特別有給費用や休業補償費用等を休業手当として、特別損失に計上しました。

当第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
減価償却費	29,052千円	24,122千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

1. 配当金支払額

基準日が前事業年度末の配当、配当の効力発生日が当事業年度となるもの。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 4月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	8,849	5	2020年 2月29日	2020年 5月28日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

1. 配当金支払額

基準日が前事業年度末の配当、配当の効力発生日が当事業年度となるもの。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 4月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,617	6	2021年 2月28日	2021年 5月26日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

当社は、総合リユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

当社は、総合リユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は次のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり四半期純利益	8円30銭	25円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	14,694	44,479
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	14,694	44,479
普通株式の期中平均株式数(株)	1,769,733	1,769,500

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2021年6月15日開催の取締役会により、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことを決議し、2021年7月14日に払込が完了いたしました。

また、会社法第178条の規定に基づき、本新株発行の払込期日と同日に、当社の自己株式を消却いたしました。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2021年7月14日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 19,100株
(3) 発行価額	1株につき651円
(4) 発行総額	12,434,100円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(※1) 4名 3,100株 当社の従業員(※2) 66名 16,000株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

※1 監査等委員である取締役を除く。

※2 一定の基準条件をクリアした従業員。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年4月13日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び一部従業員（以下「対象従業員」といい、総称して「対象取締役等」といいます。）に対する当社の企業価値向上のための持続的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2018年5月25日開催の第19回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬

(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。))として、対象取締役に対して、年額5百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度の概要等

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年5,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。))を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権と金銭債権の合計12,434,100円(以下「本金銭報酬債権」といいます。))、普通株式19,100株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を5年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等70名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。))について発行を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

<取締役を対象とする本割当契約>

(1) 譲渡制限期間 2021年7月14日～2026年7月14日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役の地位から任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任の場合を除く)により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間(年単位。ただし、1年未満は切り捨てる)を5で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

＜従業員を対象とする本割当契約＞

(1) 譲渡制限期間 2021年7月14日～2026年7月14日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が退職した場合の取扱い

対象従業員が、当社の使用人の地位から退職した場合には、対象従業員の退職の直後の時点をもって、本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものです。その払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2021年6月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値である651円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

5. 自己株式の消却

会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり、本新株式発行の払込期日と同日に、当社の自己株式を消却いたしました。

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	2,700株
(3) 消却日	2021年7月14日

（ご参考）消却後の発行済株式総数は、1,788,200株となりました。

2 【その他】

2021年4月7日開催の取締役会において、2021年2月28日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 10百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 6円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2021年5月26日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年7月15日

株式会社買取王国

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

 指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次

㊞

 指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

㊞

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社買取王国の2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社買取王国の2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。